

消食表第 350 号
令和 4 年 8 月 30 日

国税庁次長 殿

農林水産省消費・安全局長 殿

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

消費者庁次長
(公印省略)

「食品表示基準について」の一部改正について

今般、消費者庁が公表した「食品表示基準における栄養成分等の分析方法等に係る調査検討事業報告書」及び文部科学省が公表した「日本食品標準成分表2020年版（八訂）分析マニュアル」を踏まえ、脂質及び食物繊維の分析方法等について見直しを行うこととしました。

また、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）が一部改正され、同規則第12条の規定により別表第1に定める人の健康を損なうおそれのない添加物として、新たに「炭酸水素カリウム」が追加されたことから、別添 添加物 1 - 1 の簡略名又は類別名一覧表に「炭酸水素カリウム」を追加することとしました。

ついでには、上記に係る事項について、別紙新旧対照表のとおり「食品表示基準について（平成 27 年 3 月 30 日消食表第 139 号）」の一部を改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。